

市第 138 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

1 災害派遣手当の規定の整備

現行の「災害派遣手当」は、「災害対策基本法」に基づき災害応急対策又は災害復旧を行うために、他都市等から本市に派遣された職員が本市の区域内に滞在することを要する場合に支給することとなっていますが、「大規模災害からの復興に関する法律」（以下「復興法」という。）の制定に伴い、大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るための復興計画の作成等のために派遣された職員についても、「災害派遣手当」を支給することができるようになりました。

このため、本市給与条例においても、「復興法」に基づき派遣された職員に対し、「災害派遣手当」が支給できるよう規定を整備することとします。

【参考】

大規模災害からの復興に関する法律第五十六条

都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の制定に伴い、地方自治法が改正され、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が新設されました。これにより、「特措法」に基づき、他都市等から本市に派遣された職員が本市の区域内に滞在することを要する場合に、当該手当を支給することができるようになりました。

このため、本市給与条例においても、「災害派遣手当」に準じて「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を規定することとします。

※ 地方公務員法第 24 条第 6 項…職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

【参考】

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 附則第三条（地方自治法の一部改正）

地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

(2) 地方自治法第二百四条第二項

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 支給額

災害派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、国の基準に準じて支給します。

利用施設の区分 市内に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設※1	その他の施設 ※2
30日以内の期間	1日につき3,970円	1日につき6,620円
30日を超え60日以内の期間	同 3,970円	同 5,870円
60日を超える期間	同 3,970円	同 5,140円

※1 各種共済施設、職員研修宿泊施設、下宿等

※2 ホテル、旅館

4 支給期間

本市の区域に到着した日から出発の前日まで

5 施行予定日

公布の日